

令和7年2月18日

一般社団法人 次世代自動車振興センター



入札告知

一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「当センター」という）は、経済産業省から令和7年1月15日に「令和6年度補正予算クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金（以下「令和6年度補正 CEV インフラ補助金」という）の補助事業者として採択されました。また、当センターは経済産業省から令和7年1月15日に「令和6年度補正予算クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」（以下「令和6年度補正 CEV 補助金」という）の補助事業者として採択され、令和7年2月3日に交付決定されました。

今回、これらの補助金事業を実施するに当たり下記のとおり入札を行ないます。

尚、当入札は、経済産業省から「令和6年度補正 CEV インフラ補助金」の補助事業者として交付決定されることを前提としております。

記

1. 入札件名

令和6年度補正 CEV インフラ補助金（充電設備、V2H 充放電設備 [個人宅以外]）および令和6年度補正 CEV 補助金（V2H 充放電設備 [個人宅]）における審査業務の一部外部委託

2. 入札について

- (1) 別掲「仕様書」のとおり。
- (2) 入札に参加するための要件としては、「入札説明会に参加していること」、「指定された期日までに必要書類が提出されていること」になります。
- (3) 落札者の決定方法は総合評価落札方式とし、当センターが定める予定価格の範囲内で入札した者の中から、入札価格に係る評価点と業務実施体制及び派遣実績に係る評価点の合計が最高値の者を落札者とします。

3. 入札説明会

- (1) 入札説明会を Web 会議（Microsoft Teams）にて開催しますので、事前に申し込みのうえ参加願います。なお、入札説明会への参加要件としては、「全省統一資格、資格審査結果通知書（A 等級以上）の写し」が指定された期日までの提出になります。
- (2) 申し込みは電子メールにて、下記件名とメール本文には社名および担当者名、連絡先を記載し、提出書類を添付のうえ送付願います。

・宛先：setsumeikair6@cev-pc.or.jp

・メール件名：審査業務の一部外部委託業務_説明会

・提出書類：全省統一資格、資格審査結果通知書（A 等級以上）の写し

- (3) 申込期日：2025年2月21日（金）17:00 まで ※期日厳守

- (4) 事務局から、入札関係書類を添付した Web 会議案内の返信をもって、入札説明会参加受付の完了といたします。

- (5) 開催日時：2025年2月25日（火）16:15 ～ 17:00

4. 入札参加申し込み

(1) 入札参加申し込みは電子メールにて、下記件名とメール本文には社名および担当者名、連絡先を記載し、(2) 項の必要書類を添付のうえ送付願います。

- ・宛先：setsumeikair6@cev-pc.or.jp
- ・メール件名：審査業務の一部外部委託業務_入札参加

(2) 必用書類

- ・評価書
- ・競争入札参加届（会社印捺印）
- ・誓約書（会社印捺印）
- ・情報セキュリティ確保体制が構築されていることを証する書面

(3) 申込期日：2025年2月27日（木）12:00まで ※期限厳守

(4) 事務局からの返信をもって入札参加受付の完了といたします。

5. 入札および開札

(1) 入札および開札は同日に行います。入札参加申込期日までに必要書類が全て提出されていることが入札参加の要件です。

(2) 開催日時：2025年2月28日（水）15:30開始 ※開始後の入室はできません。

(3) 場 所

一般社団法人 次世代自動車振興センター 会議室
（東京都中央区日本橋一丁目16番3号 日本橋木村ビル10階）

(4) 持参いただく書類等

- ・入札書（業務1件あたり単価 会社実印捺印 封緘要）
- ・確認書（金額欄はブランクのまま持参）
- ・委任状（代理人が入札する場合）
- ・入札参加者の身分証明書（社員証、運転免許証等）、印鑑（認印）

6. 問い合わせ先

- ・事務局（電子メール宛先）まで e-mail でご連絡下さい。

7. その他

- ・入札保証金及び契約保証金：免除
- ・契約書作成の要否：要
- ・入札及び契約手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨

以上

仕様書

1. 事業名
令和6年度補正 CEV インフラ補助金（充電設備、V2H 充放電設備 [個人宅以外] ）および令和6年度補正 CEV 補助金（V2H 充放電設備 [個人宅] ）における審査業務の一部外部委託
2. 目的
充電インフラ部の審査業務のうち、審査判断にかかわらない事前処理等の業務を委託する。
3. 実施期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。
※ 但し、補助事業等の状況により前後する可能性がある。
4. 委託する業務内容
交付申請における受付業務（例 ①提出書類の確認、②確認結果のレポート作成と報告、③郵便物の送付）
※ 但し、契約期間を通して業務量が50%～150%程度の範囲で変動する事が予想される。
5. 情報セキュリティ遵守事項
本業務の遂行において知り得た重要情報を他に漏洩してはならず、本契約期間終了後も同様とする。又、委託先は、その従事者（その職を退いた後も含む。）が本契約業務の遂行において知り得た重要情報を他に漏洩しないよう、従事者に対して必要な事項を周知し、遵守状況の管理・監督及びその他必要な管理・監督を行うこととする。
※ 詳細は別添資料1の通り
6. 業務場所及び機材、体制
 - (1) 業務場所は当センターが十分なセキュリティ体制を有すると確認した貴社施設で行うと共に、委託案件の管理担当者を NeV 内に配置すること。※ 2 名程度
 - (2) 業務に使用するパソコンは当センターが別途提示する基準以上のセキュリティに基づいたものを貴社にて用意すること。また、業務の必要に応じた、ソフトウェア、アプリケーション、データ授受用のサーバー等を貴社にて用意できること。
 - (3) 業務マニュアルを作成し指導する十分な体制を作ること。
7. 支払い
 - (1) 料金
受付業務実施件数、郵便物送付件数に乗じて算出する。
 - (2) 支払い
原則、月末締め翌月末支払いとする。

以上

外部委託における情報セキュリティ遵守事項

1. 重要情報

重要情報とは一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「NeV」という。）充電インフラ部情報セキュリティポリシーでは機密性 2 以上のものをいい、以下のとおり機密性による分類分けを行っている。

機密性分類	情報資産（例）	詳細
機密性 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者、職員の個人情報 ・ 認証情報（パスワード、ID、登録メールアドレス、電話番号等） ・ 申請情報 ・ 特定個人情報（マイナンバー） 	公開されない情報であって、情報が漏えいした場合に、プレスリリースが必要になり得る情報。 ※但し、充電設備設置場所の、名称、住所、設備の種別を除く。
機密性 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請審査に関する全ての情報 	情報が漏えいした場合に、プレスリリースはしないものの、インシデント報告が必要な情報。
機密性 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般公開された情報 	一般社団法人次世代自動車振興センターWeb サイトに掲載されている情報。

2. 守秘義務

(1) 受託期間中に知り得た重要情報については、本業務の従事者以外に提供してはならない。受託期間終了後（この契約が解除された後）においても同様とする。

(2) 受託期間中に知り得た重要情報は従事者の退職後についても有効な守秘義務を課さなければならない。

3. 目的外利用、受託者以外への提供禁止

受託期間中に知り得た重要情報については受託業務以外に利用し、または提供してはならない。

4. 利益相反の禁止

(1) 補助金受給者側（申請者、手続代行者、充電設備の製造及び工事業者等）業務の受託の禁止

(2) 受託者は、本契約の有効期間中、甲（委託者）に対し補助金受給者側と見なされる事業に関連する業務について、甲の書面による明確な事前の承諾なく行ってはならない。

5. 承諾の要件

受託者が補助金受給者側と見なされる事業に関連する業務を受託する場合は、事前に甲からの書面による承諾を得なければならない。承諾は甲の単独の裁量により与えられ、または拒否されるものとする。

6. 競業避止義務の存続

本契約終了後も一定期間*、受託者は同業他社として競合する事業に関連する業務を行うことを禁止されるものとし、その詳細は別途の競業避止契約に基づいて取り決めるものとする。

* 一定期間とは、原則、該当する補助金事業終了後 1 年間とする。

7. 違反時の措置

受託者がこの条項を違反した場合は、甲は契約を解除し、損害賠償を請求する権利を有するものとする。

受託者は、甲が損害賠償を請求した場合は従わなければならない。

8. 従事者への教育の義務

受託業務の実施前に、受託業務にかかわる全ての従事者に対して、本事項に示す NeV の情報セキュリティ対策を十分に周知させ、実行できるよう必要な措置を講じなければならない。

9. 報告義務

情報セキュリティを損ねるような事象、またはその恐れがある場合は、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

10. その他

受託者は、遵守事項の解釈について疑義が生じた場合、又は遵守事項に定めのない事項については、必要に応じて NeV と協議の上、定めるものとする。

以上